

茅ヶ崎市のまちづくりに係る関係課業務概要一覧

特定開発事業協議早見表

茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例第10条協議及び都市計画法第32条協議提出書類  
担当課別添付図面一覧

特定開発事業確認申請書添付図面チェックリスト

「公共施設の新旧対照図・表」及び「土地利用計画図」の参考例

公共施設の用に供する土地の帰属手続について

土地所有権移転登記嘱託承諾書兼登記原因証明情報

境界確定図作成例

ごみ集積場所に関する留意事項



## 茅ヶ崎市のまちづくりに係る関係課業務概要一覧

茅ヶ崎市では、建築や開発行為など土地利用をする際に、関係各課が所管する様々な政策、法令、条例等に照らし合わせ、建築計画や事業計画を規制指導し、良好なまちづくりの誘導を図っています。

建築計画や事業計画をされる建築主や事業者においては、事業に関係する各課の指導に従い、また、まちづくりの趣旨を理解して計画をすすめる必要があります。

なお、仮設建築物を除く開発事業（建築及び開発行為）のすべてについて、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例（以下「まちづくり条例」という。）の届出が必要です。

建築確認申請担当課	開発許可・まちづくり条例担当課	消防担当課
都市部建築指導課	都市部開発審査課	消防本部予防課 警防救命課
〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 TEL 0467-82-1111 審査担当 内線 2321~2323 FAX 0467-57-8377	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 TEL 0467-82-1111 指導担当 内線 2311~2312 審査担当 内線 2313~2314 FAX 0467-57-8377	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 予防課 TEL 0467-85-9943 内線 4122~4125 警防救命課 TEL 0467-85-9945 内線 4133~4134 FAX 0467-85-3119
関係課/関係法令等	概 要	備 考
開発審査課		
都市計画法第 29 条	・市街化区域、市街化調整区域内における開発行為の許可	・事前に開発計画概要書又は相談票の提出が必要  ・建築確認申請には許可書の写しを添付
第 35 条の 2	・市街化区域、市街化調整区域内における開発行為の変更許可	
第 37 条	・開発許可を受けた開発区域内の建築制限等	
第 40 条	・公共施設の用に供する土地の帰属を要する場合の手続	
第 41 条	・市街化調整区域内における建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定	
第 42 条	・開発許可を受けた土地における建築物等の制限	
第 43 条	・市街化調整区域のうち、開発許可を受けた土地以外の土地における建築物等の制限	
まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に該当する開発行為及び建築(特定開発事業)については、特定開発事業事前届出書の提出から始まる一連の手続が必要</li> <li>ア 開発区域の面積が 500 m<sup>2</sup>以上の開発行為</li> <li>イ 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域における軒の高さが 7mを越える建築物の建築</li> <li>ウ イに規定する用途地域以外の地域における建築物の高さが 10mを超える建築物の建築</li> <li>エ 延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の建築</li> <li>オ 計画戸数を 8 戸以上とする建築物の建築</li> <li>・特定開発事業協議書の提出により、条例の基準に関する関係各課との協議が必要(この関係課業務概要一覧にある関係課のほか、事業計画により、公園緑地課、警防救命課、環境事業センター、市民自治推進課、安全対策課、防災対策課、警察署長との協議が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イからオまでに規定する行為は、建築に係る届出書(提出先は建築指導課)の提出は不要</li> <li>・併せて狭隘道路に係る協議書の提出を要する場合あり(提出先は道路管理課)</li> </ul>
茅ヶ崎市ラブホテル規制条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域を基本として規制区域を定め、規制区域内におけるラブホテルの建築を規制</li> <li>・規制区域内に旅館業法第2条第2項から第4項までに規定する施設を建築しようとする者は、開発行為の許可申請及び建築確認申請を行う前に、市長に届出書の提出が必要</li> </ul>	

都市計画課		
都市計画法第 12 条の 5	・地区計画に関する相談	
都市計画法第 53 条	・都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築制限許可 ・都市計画施設、用途地域の位置確認申請	・建築確認申請には許可書写し送付
都市計画法第 65 条	・都市計画事業認可区域内における建築・工作物の建築及び土地の形質の変更等を行う場合の許可	
国土利用計画法第 23 条	・市街化区域 2,000 m <sup>2</sup> 以上(市街化調整区域 5,000 m <sup>2</sup> 以上)の土地取引に係る契約をしたときは、契約締結後2週間以内に届出が必要	
公有地の拡大の推進に関する法律第 4 条	・次の(1) 又は(2) に掲げる場合、譲渡しようとする日の 3 週間前までに届出が必要 (1) 次に掲げる土地が含まれる土地取引で土地の面積が 200 m <sup>2</sup> 以上のものを有償で譲渡(売買等)しようとする場合 ア 都市計画施設の区域内に所在する土地 イ 道路法により「道路の区域として決定された区域」、都市公園法により「都市公園を設置すべき区域として決定された区域」及び河川法により「河川予定地として指定された土地」等 ウ 生産緑地地区の区域内に所在する土地 (2) (1) を除く都市計画区域内の土地で、市街化区域内で 5,000 m <sup>2</sup> 以上の土地を有償で譲渡(売買等)しようとする場合	
生産緑地法第 10 条	・生産緑地の買取りの申出	
茅ヶ崎市土地利用基本条例	・土地利用する区域の面積が 5,000 m <sup>2</sup> 以上(市街化調整区域は 3,000 m <sup>2</sup> 以上)の場合は、事前に届出が必要	
茅ヶ崎市土地の埋立て等の規制に関する条例	・500 m <sup>2</sup> 以上の埋立て等をする場合の許可	
都市政策課		
空家等対策の推進に関する特別措置法	・空き家の発生予防、空き家の適正管理、空き家の利活用	
コミュニティバス運行路線の確保	・路線に面した計画をする場合は、同課及び神奈川中央交通茅ヶ崎営業所に、工事着手の1ヶ月前までに工事企画書・工程表等の提出が必要	
茅ヶ崎市バリアフリー基本構想	・福祉施設、病院、大規模店舗などの高齢者、障害者等を含む不特定多数の利用が見込まれる建築物等に係るバリアフリー対応の協議	
景観みどり課		
都市緑地法	・特別緑地保全地区内で次の行為をしようとする場合、茅ヶ崎市の許可が必要 (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更 (3) 木竹の伐採 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) その他緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為	
森林法 10 条の 7 の 2 第 1 項	・神奈川県地域森林計画対象民有林の対象となっている森林を新たに取得した者は、所有者となった日から 90 日以内に「森林の土地の所有者届出書」を茅ヶ崎市に提出することが必要	
森林法 10 条の 8	・神奈川県地域森林計画対象民有林を伐採する場合、伐採の 90 日から 30 日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出」が必要	
茅ヶ崎市景観条例	・次に掲げる行為をしようとする場合、行為に着手する日の 30 日前までに届出が必要 (1) 次に該当する建築物及び工作物の新築、増改築、移転、外観の変更等 ア 高さが 10mを超えるもの(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域では軒の高さが 7mを超えるもの) イ 延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上のもの ウ 商業施設の用に供する部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	

	<p>エ 計画戸数が8戸以上のもの</p> <p>オ 敷地が茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区内の景観重要道路に接するもの</p> <p>カ 特別景観まちづくり地区(茅ヶ崎海岸・漁港周辺、浜見平、辻堂西口)内の全ての建築物</p> <p>キ 工作物で高さ10mを超えるもの(茅ヶ崎海岸・漁港周辺特別景観まちづくり地区内では、擁壁については高さ2mを超えるもの)</p> <p>(2) 開発区域の面積が500㎡以上の開発行為</p>	
茅ヶ崎市屋外広告物条例	・該当する場合は、設置前に事前手続、許可書の交付が必要	
<b>建築指導課</b>		
都市計画法第58条の2(地区計画)	・地区計画区域内において、土地区画形質の変更、建築物の建築等を行う場合、行為に着手する日の30日前までに届出が必要	・建築確認申請には届出通知書の写し添付
建築基準法第43条	・道路に接しない敷地に係る接道規定のただし書き許可	
建築基準法第73条	・建築協定に関する協定書の縦覧	
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)	・一定規模以上の特定建築物に係るバリアフリー対応の協議・認定等	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・一定規模以上の解体工事・建築等に係る分別解体計画等の届出	
エネルギーの使用の合理化に関する法律(建築物省エネ法)	・一定規模以上の特定建築物に係る省エネルギー措置の届出	
まちづくり条例	・建築に関する工事を行おうとするときは、工事に着手する前に「建築に係る届出」の提出が必要	・特定開発事業イ〜オに該当するものは除く
茅ヶ崎市建築基準条例	・建築基準法に基づき建築物の安全、防火又は衛生に必要な制限について制定	
神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり条例	・一定規模以上の建築物に係るバリアフリー対応の協議	
<b>建設総務課</b>		
道水路等の境界確認	<p>・開発事業を行う前に事業区域に接する道水路等の位置、幅員等及び市の道水路等との境界について境界確定図等により確認が必要</p> <p>・市の道水路等との境界が未確定の場合は、境界確定協議が必要</p>	
<b>道路管理課</b>		
道路法	<p>・道路計画がある場合のほか、次の計画がある場合は協議が必要</p> <p>(1) 路面復旧、道路雨水柵の設置(道路工事施行承認申請書)</p> <p>(2) 汚雨水接続管等の地下埋設(道路占用許可申請書)</p> <p>(3) 排水流末を道路側溝(市道)に流す場合(汚水等流入申請書)</p>	
茅ヶ崎市市道における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	・道路の新設、改築と開発行為の整合について協議が必要	
茅ヶ崎市市道の構造の技術的基準を定める条例	・道路の新設、改築と開発行為の整合について協議が必要	
まちづくり条例	・狭あい道路に接する敷地において建築を行う場合は、狭あい道路に係る協議書の提出が必要	・都市計画法の開発許可を要するものは除く(ただし、調整区域の自己用住宅は狭あい道路に係る協議書の提出による)
茅ヶ崎市狭あい道路整備要綱	・狭あい道路に接する土地の所有者は、まちづくり条例に規定する協議が整ったときは、譲渡等の申出等が必要	

道路新設改良事業	・市道路計画の確認	
<b>道路建設課</b>		
道路法 都市計画法	・道路及び橋梁の新設改良事業(整備計画を含む)に面する建築計画、開発計画に関し、事前協議が必要	
茅ヶ崎市市道における移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	・道路の新設・改築と開発行為の整合について協議が必要	
茅ヶ崎市市道の構造の技術的基準を定める条例	・道路の新設・改築と開発行為の整合について協議が必要	
道路新設改良事業	・市道路計画の確認	
<b>公園緑地課</b>		
都市公園法	・公園施設の種類、建築面積の基準等について協議が必要	
茅ヶ崎市都市公園条例	・公園の配置、形状、公園施設の設置基準等について協議が必要	
神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり条例	・都市公園条例第2条の6(特定公園施設)を除く公園施設について、バリアフリー対応協議が必要	
<b>下水道河川総務課</b>		
茅ヶ崎市下水道条例	・排水設備新設等確認申請	
<b>下水道河川管理課</b>		
特定都市河川浸水被害対策法	・雨水浸透阻害行為の許可申請	
下水道法 茅ヶ崎市水路に関する条例	・特定開発事業及び開発行為による排水計画がある場合は、協議が必要 ・工事施工承認申請 ・水路占用・掘削申請、水路工事施工承認申請、汚水等流入許可申請	
<b>下水道河川建設課</b>		
	・準用河川千の川及び公共下水道計画に該当する建築計画、開発計画に関し、事前協議が必要	
<b>広域事業政策課</b>		
	・国や県が管理する道路及び河川に面する建築計画、事業計画については、国や県の所管部局と調整が必要	
<b>資産税課</b>		
評価証明	・1月1日を賦課期日とした、固定資産の価格等の証明	
昭和46年資産証明	・昭和46年1月1日現在の課税の状況	
無資産証明	・茅ヶ崎市内で固定資産課税台帳に記載のないことの証明	
名寄帳	・納税義務者ごとの資産の一覧	
<b>防災対策課</b>		
市内の災害特性の把握	・市が発行している洪水、津波及び土砂災害に関するハザードマップにより、開発地域の災害特性を把握し、市民の安全を確保すること	・ハザードマップは、HPまたは窓口で取得
<b>安全対策課</b>		
駐車場法第12条	・駐車面積500㎡以上で、不特定多数を対象とした有料駐車場は届出が必要	
<b>市民相談課</b>		
茅ヶ崎市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例	・次に掲げる建築物(中高層建築物)については、近隣住民と建築主の間の争いの解決のために建築紛争相談員によるあっせん、調停などの手法がある。 (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域	・事前協議は要しない

	軒高が7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物 (2)(1)の用途地域以外の地域 高さが10mを超える建築物又は地階を除く階数が4以上の建築物	
<b>産業振興課</b>		
大規模小売店舗立地法	・店舗面積が1,000㎡を超える場合、新設(増築や用途変更等による基準面積を変える場合を含む)の8か月前までに神奈川県に対して届出が必要	
工場立地法	・特定工場(製造業(物品の加工修理業を含む)又は電気・ガス・熱供給(水力、地熱発電所を除く)に該当し、敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積の合計が3,000㎡以上の工場)が以下の条件に当てはまる場合、届出が必要 (1) 特定工場の新設 (2) 昭和49年6月28日特定工場を設置している者又は新設工事中の者が昭和49年6月29日以後最初に行う変更 (3) 施行令第1条、第2条の改廃にその改廃により新たに特定工場となる工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその最初に行う変更 (4) (1)(2)(3)届出をした者がその後行う変更 (5) 氏名等の変更 (6) 譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継 ※特定工場を廃止する場合は廃止届が必要	
<b>農業水産課</b>		
農業振興地域に関する法律	・農業以外の土地利用の制限	
	・農業用水に接する計画の場合、農業用水に排水を計画する場合については協議が必要	
生産緑地法第8条 海岸法	・生産緑地地区内の建築及び工作物の設置及び土地の形質の変更等の許可 ・海岸保全区域内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を新築し、又は改築する場合は、海岸管理者の許可が必要	
<b>環境政策課</b>		
茅ヶ崎市環境基本条例	・すべての計画に当たり環境負荷の低減についての検討が必要	
<b>環境保全課</b>		
騒音規制法 振動規制法	・特定施設を設置する場合は、設置工事の開始日の30日前までに届出が必要 ・特定建設作業を実施する場合は、作業開始の日の7日前までに届出が必要	
水質汚濁防止法	・特定施設を設置する場合は、設置工事の開始日の60日前までに届出が必要	
浄化槽法	・建築確認申請を伴わない浄化槽の設置を行う場合は事前に届出が必要	
大気汚染防止法(一般粉じんに係る特定施設に限る)	・一般粉じん発生施設を設置しようとする者は、設置の工事の開始60日前までに届出が必要	
土壌汚染対策法	・3,000㎡以上の土地の掘削その他の形質の変更をしようとする者は、変更に着手する日の30日前までに届出が必要 ・汚染土壌処理業を行う場合は、汚染土壌処理施設ごとに許可が必要	・事前に事業計画書の提出が必要
茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例 神奈川県生活環境の保全等に関する条例	・10台以上の駐車施設等を管理する者は、アイドリングストップの周知が必要 ・500㎡以上の駐車場等を管理する者は、アイドリングストップの周知が必要 ・指定作業を行い、指定施設を設置する場合は、施設の設置前に許可が必要 ・地下水を一定規模以上の揚水機で汲み上げる場合は、揚水機設置前に許可申請が必要 ・建築物の店舗(小売業に限る。)面積が500㎡超え、かつ、深夜11時以降も	・申請の際は、設置予定施設の図面等を用意のうえ、相談要す。

	営業する場合は、営業開始 30 日前までに届出が必要	
<b>資源循環課</b>		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・一般廃棄物収集運搬業、処分業の許可申請が必要	
使用済自動車の再資源化等に関する法律	・使用済み自動車に係る引取業、フロン類回収業の登録申請が必要 ・解体業、破砕業の許可申請が必要	
<b>環境事業センター</b>	電話 0467-57-0200	
ごみ集積場所の設置	ごみ集積所を設置する場合、ごみ集積場所申請書による申請が必要。申請は、利用者相互の理解の上、自治会長名で行うこと	
<b>保健所環境衛生課</b>	電話 0467-85-1171	
水道法	・専用水道を設置する場合は、事前に布設工事の確認申請が必要 ・受水槽や高架水槽により居住者等に供給する簡易専用水道を設置する場合は、設置報告が必要	
墓地、埋葬等に関する法律	・改葬を行おうとする者は、許可を受けることが必要	
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	・次の建築物に該当する場合は、届出が必要 (1) 特定用途(次のアからエまでに掲げるもの)に供される部分の延べ面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物 ア 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場 イ 店舗、事務所 ウ 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の学校(研修所を含む。) エ 旅館 (2) 専ら学校教育法第 1 条に規定する学校の用途に供される建築物で建築延べ面積が 8,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物	
旅館業法	・旅館業(ホテル、旅館、簡易宿所及び下宿)を営もうとする者は、許可を受けることが必要	
公衆浴場法	・公衆浴場を営もうとする者は、許可を受けることが必要	
興行場法	・興行場を営もうとする者は、許可を受けることが必要	
茅ヶ崎市小規模水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	・小規模水道を設置する場合は、事前に布設工事の確認申請が必要 ・受水槽や高架水槽により居住者等に供給する小規模受水槽水道を設置する場合は、設置報告が必要	
茅ヶ崎市墓地等の経営の許可等に関する条例	・墓地、埋葬等に関する法律に規定する墓地、納骨堂又は火葬場の経営について事前に許可申請が必要	
<b>警防救命課</b>		
都市計画法	・都市計画法に基づく消防に必要な水利等の同意が必要	
<b>農業委員会事務局</b>		
農地法	・農地転用について、建築及び開発行為を行う区域に農地が含まれている場合は、次の手続が必要 (1) 市街化区域内 届出 (2) 市街化調整区域内 県知事の許可	市街化調整区域内の農地転用については、事前に農業委員会事務局に相談
<b>社会教育課</b>		
文化財保護法	・建築及び開発行為を行う区域が埋蔵文化財包蔵地に含まれる場合及びその周辺にある場合は届出、協議が必要 ・建築及び開発行為を行う区域が史跡及び天然記念物の指定範囲に含まれる場合は許可、協議が必要 ・建築及び開発行為を行う区域に登録有形文化財の敷地が含まれる場合は届出、協議が必要	
<b>県水道局</b>		



水道法	・給水設備、装置等の設置について協議、届出が必要	
茅ヶ崎警察署 生活安全課	電話 0467-82-0110	
風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に 関する法律	・関連施設について届出等が必要	
まちづくり条例	・次の行為については、警察署長との協議が必要 (1) 敷地面積が 500 m <sup>2</sup> メートル以上の共同住宅等を建築する目的で行う特定開発事業 (2) 敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の建築物を建築する目的で行う特定開発事業	特定開発事業確認申請書に添付
藤沢土木事務所 許認可指導課 (相模川の区域を除く)	電話 0466-26-2111 内線613~614	
神奈川県土砂の適正 処理に関する条例	・処理計画の作成について、建設工事又はストックヤードの区域から 500 m <sup>2</sup> 以上の土砂を搬出する場合は、あらかじめ土砂の搬出にかかる計画を作成し、知事に届出が必要 ・土砂埋立について、2,000 m <sup>2</sup> 以上の埋立、盛土その他土地への土砂の堆積を行う場合は、知事の許可が必要	

- \* 民間検査機関に提出される建築確認申請については、各々の検査機関の指示に従ってください。
- \* 詳細は、各担当課へ個別にお問い合わせください。

特定開発事業協議早見表

	宅地分譲等の平面開発	共同住宅等	左記以外の特定開発	担当課
第22条 道路	すべて			道路管理課 建設総務課
第23条 排水施設	すべて			下水道河川管理課
第24条 公園	区域の面積が 3,000㎡以上で5%	区域の面積が 3,000㎡以上で6%	区域の面積が 3,000㎡以上で5%	公園緑地課
第25条 消防水利	すべて ※1			警防救命課
第26条 ごみ集積所	計画戸数が8戸以上 1戸当たり0.3㎡	計画戸数が8戸以上 1戸当たり0.3㎡ ※2		環境事業センター
第27条 集会場	区域の面積が 50,000㎡以上	計画戸数が50戸以上の 建築物	区域の面積が 50,000㎡以上	市民自治推進課
第28条 防犯灯	新設道路がある場合			安全対策課
第29条 防災資機材等 の保管施設	計画戸数が 50戸以上	全体計画戸数が 50戸以上		防災対策課
第30条 消防活動空地		4階以上又は高さ10m超 幅6m以上長さ12m以上		警防救命課
第31条 自転車置場		計画戸数1戸当たり 1.5台 ※3 1台当たり幅0.5m以上 長さ1.8m以上	※4	安全対策課
第32条 自動車駐車場		計画戸数が11戸以上 で、計画戸数の2/3 1台当たり幅2.3m以上 長さ5m以上	延べ面積2,000㎡以上 で、延べ面積÷300=台 1台当たり幅2.3m以上 長さ5m以上	安全対策課
第33条 荷さばき 駐車場		幅2.5m以上長さ5m以上高さ3m以上 ※5		安全対策課
第34条 前面道路に 接する空地		区域の面積が 1,000㎡以上	区域の面積が 1,000㎡以上 ※6	開発審査課
第36条 緑化		敷地面積の15% ※7	500㎡以上の開発行為 で敷地面積の15% ※7	景観みどり課
第39条 警察署長 との協議		敷地面積が 500㎡以上	敷地面積が 1,000㎡以上	茅ヶ崎警察署

※1 消防本部警防課と協議すること。ただし、自己の居住の用に供する住宅又は区域の面積が500㎡未満の場合は、この限りでない。

※2 一戸の専用面積が29㎡未満で、かつ、浴室、便所及び台所を設けたもの（いわゆるワンルーム形式住戸）にあつては、0.15㎡

※3 一戸の専用面積が29㎡未満で、浴室、便所及び台所を設けたもの（いわゆるワンルーム形式住戸）にあつては、計画戸数1戸当たり1台

※4 官公庁施設、商業施設、娯楽施設又はこれらに類する施設を建築する場合に、規定台数を設けなければならない。規定台数については、31条参照のこと。

※5 用途地域が一低・二低では、軒高7mを超える建築物、一低・二低以外の地域では、高さ10mを超える建築物、延べ面積1,000㎡以上の建築物又は計画戸数が8戸以上とする建築物を建築する場合に設けなければならない。

※6 予定建築物が一戸建ての住宅のときは、設けなくてよい。

※7 近隣商業・商業地域では、10%

茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例第10条協議及び都市計画法第32条協議提出書類 担当課別添付図面一覧

都市計画法第32条協議		■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
○ 特定開発事業協議書の写しの表紙右上に担当課の課名を記入すること。 ○ 担当課の指示により図面等を差替えた場合は、開発審査課の図面も必ず差替えること。		開発審査課	建設総務課	道路建設課	道路管理課	下水道河川総務課	下水道河川建設課	下水道河川管理課	公園緑地課	景観みどり課	警防救命課	環境事業センター	市民自治推進課	安全対策課			防災対策課	農業水産課	茅ヶ崎警察署生活安全課			
まちづくり条例該当条項					第22条	第23条	第23条	第23条	第24条	第36条	第25条	第30条	第26条	第27条	第28条	第31条	第32条	第33条	第29条	第37条	第39条	
○ 32条協議が必要なときは「都市計画法第32条による協議について」を添付すること。					道路	排水施設	排水施設	排水施設	公園等	緑化	消防水利	消防活動空地	ごみ集積所	集会場	防犯灯	自転車置場	自動車駐車場	荷さばき駐車場	防災資機材等の保管施設	農業用水の保全	警察署長との協議※4	
番号	図面の名称																					
1	付近見取図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	現況図	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	
3	公図の写し	○	○	○	○	○	○	○	○												○	
4	求積図	○	○	○	○			○														
5	公共施設の新旧対照図 ※ 32条協議が必要なときのみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○											○	
6	土地利用計画図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	造成計画平面図	○			○			○													○	
8	造成計画断面図	○			○			○													○	
9	道路標準断面図	○			○			○														
10	道路縦断面図	○			○			○														
11	道路構造図	○			○			○														
12	排水施設計画平面図	○			○	○	○	○														○
13	排水施設標準断面図	○			○	○	○	○														○
14	排水施設縦断面図	○			○	○	○	○														○
15	排水施設構造図	○			○	○	○	○														○
16	給水施設計画平面図(管路情報図)	○			○			○														
17	施設求積図	○							○	○			○									
18	施設平面図	○			○※2			○	○	○	○		○	○		○	○	○	○			
19	施設断面図	○																	○			
20	施設横断面図	○			○※2			○														
21	施設構造図	○			○※2			○	○		○		○		○							
22	地下埋設図	○						○	○													
23	擁壁構造図※1	○																				
24	各階平面図・立面図	○								○※3		○	○		○	○	○					○
25	断面図・日影図	○																				
26	土地の登記事項証明書の写し	○																				
27	隣接道・水路境界確定図の写し	○	○		○			○													○	

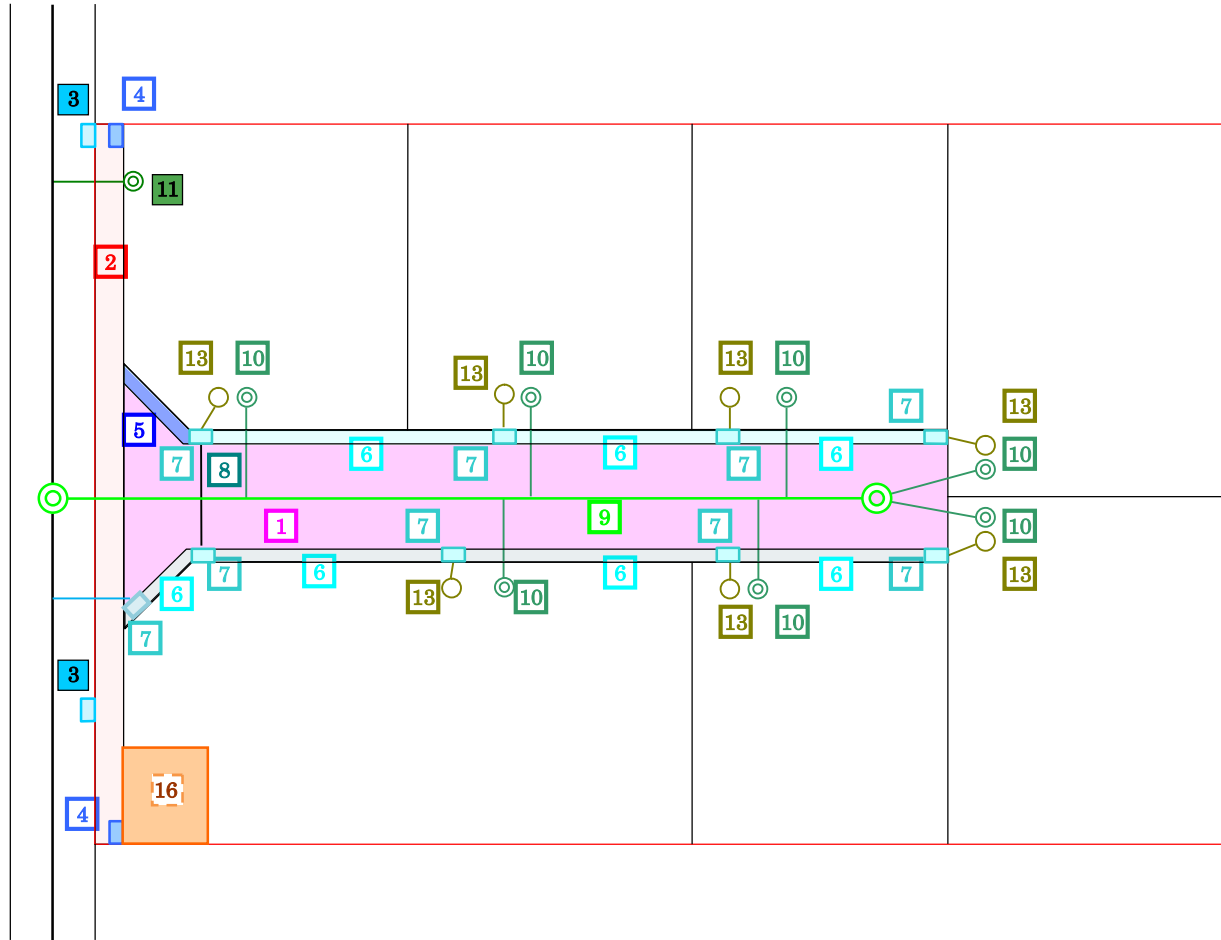
※1 高さ1メートルを超えるものについては、構造計算書を添付 ※2 道路に面して公共施設等が設置される場合 ※3 緑化部分を表示したもの  
 ※4 共同住宅用とその他用あり ○その他必要に応じて担当課より提出図面の要請があります。

# 特定開発事業確認申請書添付図面チェックリスト

整理番号	事業者	日付	担当
番号	添付	図面の種類	明示すべき事項
1	<input type="checkbox"/>	特定開発事業確認申請書	<input type="checkbox"/> 記載事項の確認
2	<input type="checkbox"/>	設計説明書	<input type="checkbox"/> 記載事項の確認 <input type="checkbox"/> 図面との整合
3	<input type="checkbox"/>	委任状	<input type="checkbox"/> 委任事項の確認 <input type="checkbox"/> 条例の手續全般について委任 <input type="checkbox"/> 委任日付 <input type="checkbox"/> 押印
4	<input type="checkbox"/>	特定開発事業協議経過書	<input type="checkbox"/> 各課協議結果報告との整合
5	<input type="checkbox"/>	警察署長との協議経過書	条例第39条に該当するものは添付すること
6	<input type="checkbox"/>	住民票の写し又は法人の登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 発行日付の確認(おおむね3ヶ月以内)
7	<input type="checkbox"/>	付近見取図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(2,500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 区域の赤枠 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 目標となる地物
8	<input type="checkbox"/>	現況図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 区域の赤枠 <input type="checkbox"/> 特定開発事業区域 <input type="checkbox"/> 道路、水路、青地着色 <input type="checkbox"/> 公共施設及び公益的施設の位置、規模、形状及び名称 <input type="checkbox"/> 区域内及び隣接地工作物等の状況 <input type="checkbox"/> 区域内及び隣接地の地盤高 <input type="checkbox"/> 道路、水路の幅員 <input type="checkbox"/> 仮BM <input type="checkbox"/> 凡例
9	<input type="checkbox"/>	公図の写し	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 区域の赤枠 <input type="checkbox"/> 道路、水路、青地着色 <input type="checkbox"/> 凡例
10	<input type="checkbox"/>	求積図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 区域の赤枠 <input type="checkbox"/> 道路、水路着色 <input type="checkbox"/> 道路及び水路の幅員 <input type="checkbox"/> 面積求積線 <input type="checkbox"/> 面積計算表 <input type="checkbox"/> 数値、計算の正誤 <input type="checkbox"/> 確定図寸法明記
11	<input type="checkbox"/>	公共施設の新旧対照図 ※32条協議が必要など のみ	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺 <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 既設の公共施設の所有者、管理者ごとの一連番号、着色 <input type="checkbox"/> 新設の公共施設の所有者、管理者ごとの一連番号、着色 <input type="checkbox"/> 公共施設の新旧対照表(番号着色)
12	<input type="checkbox"/>	土地利用計画図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 区域の赤枠 <input type="checkbox"/> 特定開発事業区域 <input type="checkbox"/> 公共施設及び公益的施設の位置、形状及び名称 <input type="checkbox"/> 公益的施設一覧表 <input type="checkbox"/> 宅地の街区番号、区割り番号 <input type="checkbox"/> 計画地盤高 <input type="checkbox"/> 隣接地の地盤高 <input type="checkbox"/> 宅地の面積 <input type="checkbox"/> 予定建築物の用途構造規模、位置、形状及び敷地面積 <input type="checkbox"/> 植栽地の位置 <input type="checkbox"/> 道路、水路の幅員 <input type="checkbox"/> 凡例 <input type="checkbox"/> 公共施設の新旧対照表(番号着色)…図面11が無い場合
13	<input type="checkbox"/>	造成計画平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 区域の赤枠 <input type="checkbox"/> 特定開発事業区域 <input type="checkbox"/> がけ又は擁壁の位置 <input type="checkbox"/> 切土又は盛土をする土地の部分着色 <input type="checkbox"/> 宅地の街区番号、区割り番号 <input type="checkbox"/> 計画地盤高 <input type="checkbox"/> 隣接地の地盤高 <input type="checkbox"/> 宅地の面積 <input type="checkbox"/> 断面図の切断位置記号 <input type="checkbox"/> 地下配水管の位置及び構造 <input type="checkbox"/> 道路の位置、形状、勾配、幅員及び計画地盤高 <input type="checkbox"/> 表土の復元等の措置を講ずる部分 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置、構造、高さ及び長さ <input type="checkbox"/> 仮BM
14	<input type="checkbox"/>	造成計画断面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 造成計画平面図の切断記号 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 特定開発事業区域 <input type="checkbox"/> 切土又は盛土をする前後の地盤面、地盤高 <input type="checkbox"/> 擁壁及びがけの位置 <input type="checkbox"/> 切土盛土着色
15	<input type="checkbox"/>	道路標準断面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(100分の1以上) <input type="checkbox"/> 道路の形状、断面及び幅員 <input type="checkbox"/> 切取面及び盛土面ののり勾配 <input type="checkbox"/> 路面及び路盤の構造 <input type="checkbox"/> 附帯構造物の位置
16	<input type="checkbox"/>	道路縦断面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(100分の1以上) <input type="checkbox"/> 道路の総延長 <input type="checkbox"/> 測点間の距離 <input type="checkbox"/> 測点及び変化点の地盤高及び計画地盤高 <input type="checkbox"/> 道路の勾配
17	<input type="checkbox"/>	道路構造図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(300分の1以上) <input type="checkbox"/> 道路の形状及び寸法 <input type="checkbox"/> 使用材の規格及び寸法
18	<input type="checkbox"/>	排水施設計画平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 排水区域の区域界 <input type="checkbox"/> 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 <input type="checkbox"/> 汚水ます及び雨水ますの位置、形状及び構造 <input type="checkbox"/> マンホール間の距離 <input type="checkbox"/> 凡例
19	<input type="checkbox"/>	排水施設標準断面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(50分の1以上) <input type="checkbox"/> 排水施設の規格、寸法及び使用材 <input type="checkbox"/> 基礎の規格、寸法、使用材及び形状
20	<input type="checkbox"/>	排水施設縦断面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(100分の1以上) <input type="checkbox"/> 特定開発事業区域 <input type="checkbox"/> 切土又は盛土をする前後の地盤面 <input type="checkbox"/> マンホールの位置、マンホール間の距離 <input type="checkbox"/> 管渠の勾配、土被り、管底高
21	<input type="checkbox"/>	排水施設構造図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(300分の1以上) <input type="checkbox"/> 排水施設の名称、形状及び寸法 <input type="checkbox"/> 使用材の規格及び寸法
22	<input type="checkbox"/>	給水施設計画平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法 <input type="checkbox"/> 消火栓の位置

番号	添付	図面の種類	明示すべき事項	
23	<input type="checkbox"/>	公園等求積図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(250分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 公園等の区域 <input type="checkbox"/> 公園等の面積求積線及び面積計算表	<input type="checkbox"/>
24	<input type="checkbox"/>	公園等平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 公園等の計画地盤高 <input type="checkbox"/> 道路の位置、形状、勾配及び幅員 <input type="checkbox"/> 植栽の位置、種類及び本数 <input type="checkbox"/> 公園施設の位置 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置、構造、高さ及び長さ	<input type="checkbox"/>
25	<input type="checkbox"/>	公園等横断面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 公園等の断面 <input type="checkbox"/> 切土又は盛土をする前後の地盤面 <input type="checkbox"/> 切取面及び盛土面ののり勾配 <input type="checkbox"/> 擁壁の構造及び高さ <input type="checkbox"/> 道路の位置、高さ及び幅員	<input type="checkbox"/>
26	<input type="checkbox"/>	公園施設構造図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(50分の1以上) <input type="checkbox"/> 公園施設の形状及び寸法 <input type="checkbox"/> 使用材の規格及び寸法	<input type="checkbox"/>
27	<input type="checkbox"/>	(公園)地下埋設図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 上水道、排水施設、電気配線、防火用貯水槽の位置及び形状	<input type="checkbox"/>
28	<input type="checkbox"/>	消防水利平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 防火水槽及び消火栓の位置及び形状	<input type="checkbox"/>
29	<input type="checkbox"/>	消防水利施設構造図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(100分の1以上) <input type="checkbox"/> 防火水槽の容積、形状及び寸法 <input type="checkbox"/> 標識等の姿図 <input type="checkbox"/> 消火栓の形状、規格及び寸法	<input type="checkbox"/>
30	<input type="checkbox"/>	ごみ集積所求積図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> ごみ集積所の区域 <input type="checkbox"/> ごみ集積所の面積求積線及び面積計算表	<input type="checkbox"/>
31	<input type="checkbox"/>	ごみ集積所構造図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(20分の1以上) <input type="checkbox"/> ごみ集積所の形状及び寸法 <input type="checkbox"/> 使用材の規格及び寸法	<input type="checkbox"/>
32	<input type="checkbox"/>	集会場平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 集会場の位置及び形状 <input type="checkbox"/> 集会場の延べ面積計算表	<input type="checkbox"/>
33	<input type="checkbox"/>	防犯灯構造図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(50分の1以上) <input type="checkbox"/> 防犯灯の形状 <input type="checkbox"/> 使用材の規格及び寸法	<input type="checkbox"/>
34	<input type="checkbox"/>	防災資機材等保管施設平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 防災資機材等保管施設の位置及び形状 <input type="checkbox"/> 防災資機材等保管施設の延べ面積計算表	<input type="checkbox"/>
35	<input type="checkbox"/>	自転車置場平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(100分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 自転車置場の位置及び形状	<input type="checkbox"/>
36	<input type="checkbox"/>	自動車駐車場平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(100分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 自動車駐車場の位置及び形状	<input type="checkbox"/>
37	<input type="checkbox"/>	荷さばき駐車場平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(100分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 荷さばき駐車場の位置及び形状	<input type="checkbox"/>
38	<input type="checkbox"/>	緑化求積図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 緑化の区域 <input type="checkbox"/> 緑化の面積求積線及び面積計算表	<input type="checkbox"/>
39	<input type="checkbox"/>	緑化平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 植栽の位置、種類及び本数	<input type="checkbox"/>
40	<input type="checkbox"/>	緑化立面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(300分の1以上) <input type="checkbox"/> 予定建築物及び囲障の緑化予定面 <input type="checkbox"/> 植栽の位置、種類及び本数	<input type="checkbox"/>
41	<input type="checkbox"/>	がけ断面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類及びその地層の厚さ) <input type="checkbox"/> 切土又は盛土をする前の地盤面 <input type="checkbox"/> がけ面の保護の方法	<input type="checkbox"/>
42	<input type="checkbox"/>	擁壁断面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 擁壁の寸法及び勾配 <input type="checkbox"/> 擁壁の材料の種類及び寸法 <input type="checkbox"/> 裏込めコンクリートの寸法 <input type="checkbox"/> 透水層の位置及び寸法 <input type="checkbox"/> 擁壁を設置する前後の地盤面 <input type="checkbox"/> 基礎地盤の土質 <input type="checkbox"/> 基礎杭の位置、材料及び寸法	<input type="checkbox"/>
43	<input type="checkbox"/>	配置図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地境界線 <input type="checkbox"/> 敷地内における建築物の位置 <input type="checkbox"/> 予定建築物と他の建築物との別 <input type="checkbox"/> 擁壁の位置 <input type="checkbox"/> 土地の高低 <input type="checkbox"/> 敷地の接する道路の位置及び幅員	<input type="checkbox"/>
44	<input type="checkbox"/>	各階平面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 予定建築物の間取 <input type="checkbox"/> 予定建築物の各室の用途 <input type="checkbox"/> 予定建築物の壁及び開口部の位置	<input type="checkbox"/>
45	<input type="checkbox"/>	立面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 予定建築物の開口部の位置	<input type="checkbox"/>
46	<input type="checkbox"/>	断面図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(200分の1以上) <input type="checkbox"/> 予定建築物の床の高さ <input type="checkbox"/> 予定建築物の各階の天井の高さ <input type="checkbox"/> 予定建築物の軒及びひさしの出 <input type="checkbox"/> 予定建築物の軒の高さ <input type="checkbox"/> 予定建築物の高さ	<input type="checkbox"/>
47	<input type="checkbox"/>	日影図	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 縮尺(500分の1以上) <input type="checkbox"/> 方位 <input type="checkbox"/> 敷地境界線 <input type="checkbox"/> 敷地内における建築物の位置 <input type="checkbox"/> 建築物の各部分の平均地盤面からの高さ <input type="checkbox"/> 建築基準法(昭和25年法律第201号)第56条の2第1項の水平面(以下「水平面」という。)上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線(以下「測定線」という。) <input type="checkbox"/> 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状 <input type="checkbox"/> 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線	<input type="checkbox"/>
48	<input type="checkbox"/>	土地の登記事項証明書の写し	<input type="checkbox"/> 記載事項の確認 <input type="checkbox"/> 地目 <input type="checkbox"/> 帰属部分は完了までに抵当権抹消	<input type="checkbox"/>
49	<input type="checkbox"/>	隣接道・水路境界確定図の写し	<input type="checkbox"/> 求積図との整合	<input type="checkbox"/>
50	<input type="checkbox"/>	隣接道・水路及び帰属部分の点の記・座標	<input type="checkbox"/> 帰属手続時に提出(中間検査前に建設総務課に提出すること)	<input type="checkbox"/>
51	<input type="checkbox"/>	確認登録簿用図書	<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 土地利用計画図(配置図)	<input type="checkbox"/>

「公共施設の新旧対照図」の参考例 ① 平面開発・区画分譲等の場合



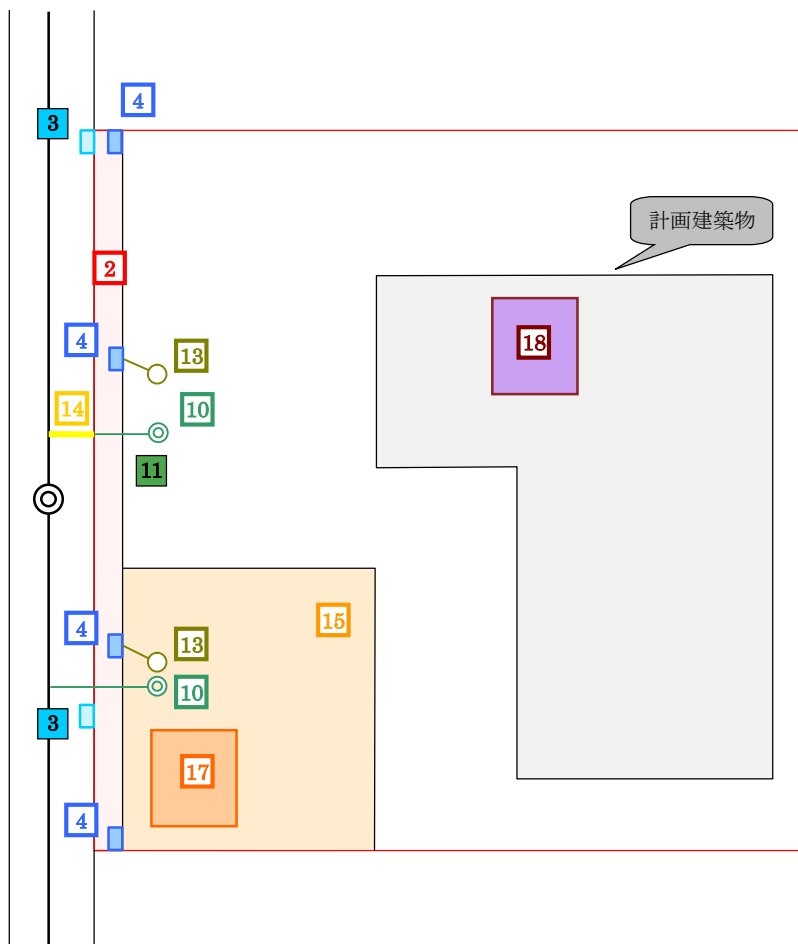
参考例は次ページ参照のこと

公共施設の新旧対照表

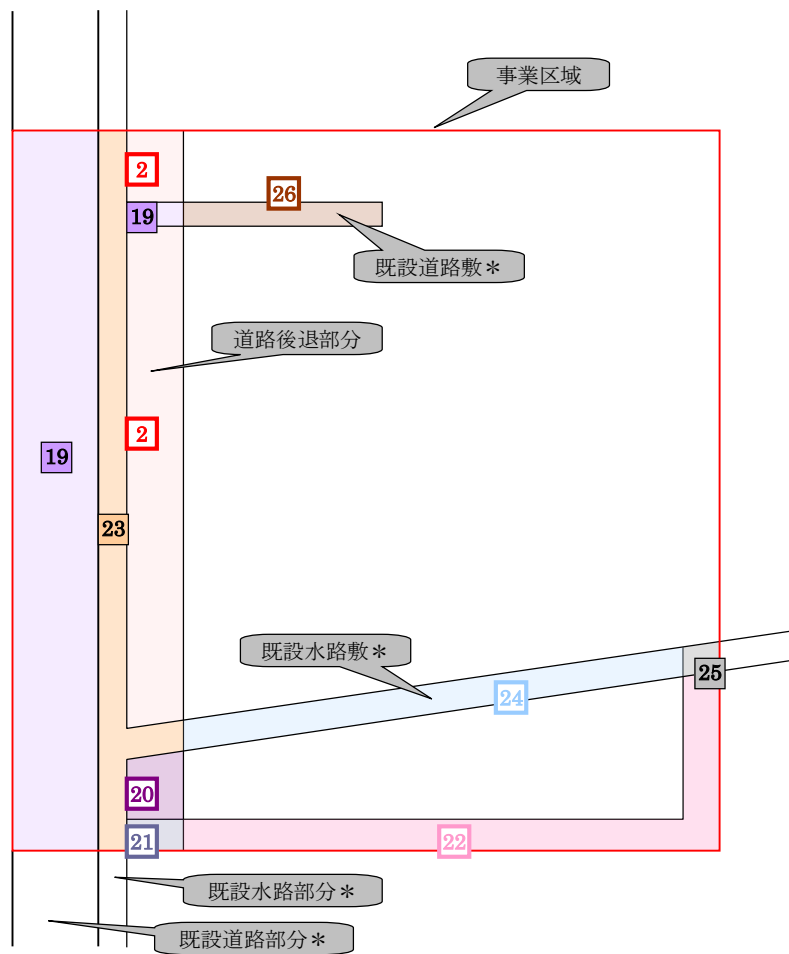
名称	番号	新		旧		備考
		所有者	管理者	所有者	管理者	

工事名称			
図面名称	公共施設の新旧対照図		
図面番号	縮尺	/	
作成年月日	平成	年	月 日
※設計者名を記載し、設計者の印鑑を押すこと。			

「公共施設の新旧対照図」の参考例 ② 共同住宅等の場合



「公共施設の新旧対照図」の参考例 ③ 相互帰属がある場合



\* 「公共施設の新旧対照図」の参考例 ① あるいは ② の図面に併せて明示すること

\* 道路及び水路を事業区域に編入するには、別途編入同意手続をすること  
(事務担当は建設総務課)

「現況図」  
「土地利用計画図」の参考例

土地利用計画図に明示すべき事項

- ・区域赤枠
- ・縮尺
- ・方位
- ・特定開発事業区域
- ・公共施設及び公益的施設の位置、形状及び名称
- ・計画地盤高
- ・予定建築物の用途、位置及び敷地面積
- ・植栽地の位置
- ・道路の幅員
- ・基準法の扱い及び路線名
- ・その他

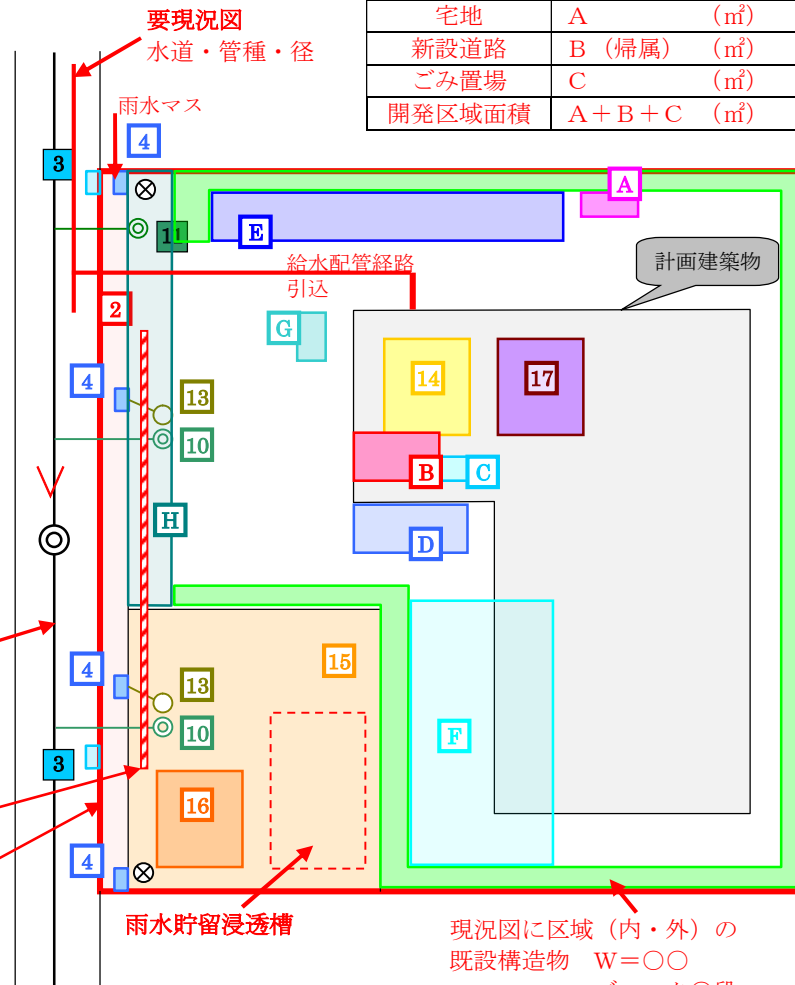
要現況図 下水・管種、径、流下方向明示  
既設汚水本管 φ250VU  
(下水道台帳と現場に相違がある場合があるので要注意)

スマートドレーン等雨水流出止め

要現況図 区域赤枠 (求積図にも表記)

区域面積表【求積図にも表記】

項目	面積 (㎡)
宅地	A (㎡)
新設道路	B (帰属) (㎡)
ごみ置場	C (㎡)
開発区域面積	A + B + C (㎡)



現況図に区域 (内・外) の  
既設構造物 W=〇〇  
ブロック〇段  
撤去物は現況図にその旨明記  
新設構造物W=〇〇  
ブロック〇段等明示すること

- 予定建築物 用途 共同住宅 (〇〇戸)  
構造 鉄筋コンクリート造  
規模 〇階建て  
敷地面積 〇〇㎡  
建築面積 〇〇㎡  
延床面積 〇〇㎡  
建築物高さ 〇〇m
- 公園 〇〇㎡  
事業区域面積 〇〇㎡×0.06=〇〇㎡≤〇〇㎡
- 消防水利 防火水槽 (〇〇㎡) 又は  
既設消火栓より 120m以内に包含 (500㎡以上の時)
- 道路面の法面 30度 平場 50cm 確保

公益的施設等の一覧

- A** ごみ集積所 〇〇㎡  
 $0.3 \times \blacktriangle \text{戸} = \bullet \bullet \text{㎡} \leq \bullet \bullet \text{㎡}$
- B** 集会場 〇〇㎡  $\blacktriangle \blacktriangle \text{戸} \times 0.5 \text{㎡} + 25 \text{㎡} = \bullet \bullet \text{㎡} \leq \bullet \bullet \text{㎡}$
- C** 防災資機材等の保管施設 〇〇㎡  
 $4 \text{㎡} + 0.02 \times \blacktriangle \blacktriangle \text{戸} = \bullet \bullet \text{㎡} \leq \bullet \bullet \text{㎡}$
- D** 消防活動空地
- E** 自転車置場 〇〇台 (白線表示 駐輪マーク記入)  
 $1.5 \times \blacktriangle \blacktriangle \text{戸} = \bullet \bullet \text{台} \leq \bullet \bullet \text{台}$
- F** 自動車駐車場 〇〇台  
 $\blacktriangle \blacktriangle \text{戸} \times 2/3 = \bullet \bullet \text{台}$  事業区域内 〇〇台  
隔地 〇〇台
- G** 荷さばき駐車場 〇台 2.5×5.0×3.0
- H** 前面道路に接する空地
- 緑化 〇〇㎡  
敷地面積  $\blacktriangle \blacktriangle \text{㎡} \times 0.15 = \bullet \bullet \text{㎡} \leq \bullet \bullet \text{㎡}$
- 雨水貯留浸透槽 〇〇㎡  
敷地面積  $\blacktriangle \blacktriangle \text{㎡} \times 0.04 \text{t} = \bullet \bullet \text{㎡} \leq \bullet \bullet \text{㎡}$
- ⊗ 防犯灯 新設 1 灯、移設 1 灯

公共施設の新旧対照表は、「公共施設の新旧対照図」の添付がない場合に「土地利用計画図」に明示すること

公共施設の新旧対照表

名称	番号	新		旧		備考
		所有者	管理者	所有者	管理者	

工事名称	土地利用計画図		
図面名称	縮尺	/	
図面番号			
作成年月日	平成 年 月 日		



「公共施設の新旧対照表」の参考例

公共施設の新旧対照表

名称	番号	新		旧		備考
		所有者	管理者	所有者	管理者	
開発による道路	1	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	事業主	事業主	新設（帰属）
道路（後退部分）	2	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	事業主	事業主	新設（帰属）
道路雨水樹	3	—	—	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	既設撤去
道路雨水樹	4	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
L型側溝	5	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
LO型側溝（浸透式）	6	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
L型雨水樹・取付管	7	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
横断管	8	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
人孔・管渠	9	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
公共樹・取付管	10	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
公共樹・取付管	11	—	—	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	既設撤去
最終樹・取付管	12	事業主	事業主	—	—	新設
雨水樹・取付管	13	事業主	事業主	—	—	新設
取付管	14	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	既設
公園	15	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	事業主	事業主	新設（帰属）
防火水槽・防火水槽用地	16	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	事業主	事業主	新設
防火水槽	17	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	—	—	新設
防火水槽	18	事業主	事業主	—	—	新設
道路	19	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	存置
道路	20	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	事業主	事業主	26と相互帰属
道路（水路）	21	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	事業主	事業主	24と相互帰属
水路	22	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	事業主	事業主	24と相互帰属
道路（水路）	23	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	存置
宅地（旧水路）	24	事業主	事業主	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	21 22と相互帰属
水路	25	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	存置
宅地（旧道路）	26	事業主	事業主	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	20と相互帰属

調整区域のみ

19~26 は相互帰属がある場合

\*該当するものがない場合は、番号を順次繰り上げること。  
 番号は、新設の場合は番号及び枠を着色し、既設の場合は枠内を塗りつぶすこと。  
 各番号は、それぞれ色を変えること。

## 公共施設の用に供する土地の帰属手続について

都市計画法第29条開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地が、同法第40条第1項又は第2項に基づき帰属される場合の手続については、次のとおりである。

公共施設及び公共施設の用に供する土地の帰属については、都市計画法第32条の協議によって、所有者及び管理者を定める協議がなされている。

都市計画法第40条第1項又は第2項に基づき、開発行為の完了公告日後、市が公共施設の維持管理を行うに当たっては、当該公共施設の用に供する土地の権原を取得することが必要であると考えられることから、次の手続により従前の所有権利者から市へ所有権を移転する。

### 都市計画法（抜粋）

#### （公共施設の用に供する土地の帰属）

第40条 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第36条第3項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び開発許可を受けた者が自ら管理するものを除き、第36条第3項の公告の日の翌日において、前条の規定により当該公共施設を管理すべき者（その者が地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するものとする。

## 1 提出時期等

関係書類の提出時期は、工事完了届を提出する日までとすること。中間検査がある場合は、原則として中間検査日前までとするが、提出先の関係各課と打ち合わせのこと。

なお、帰属部分の土地を分筆し、土地に抵当権等第三者の権利が設定されている場合は、抹消すること。

### 茅ヶ崎市市有財産規則（抜粋）

#### （取得前の措置）

第4条 用地管財課長及び道路管理課長（以下「用地管財課長等」という。）は、市有財産を取得しようとする場合において、当該財産に抵当権、地上権、賃借権その他の特殊の義務の負担があるときは、これらの権利者にこれを消滅させた後でなければ当該財産を取得してはならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 土地を取得する場合の地積は、実測によらなければならない。ただし、既に確実な実測がされているとき又は市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

## 2 提出する図書

### （1）開発審査課に提出する図書

ア 「土地所有権移転登記嘱託承諾書兼登記原因証明情報」（第40条第2項）

- ・日付は書き込まないこと。
- ・施設用途は空欄でよい。
- ・最上部空白部分に捨て印を押印すること。

イ 印鑑（登録）証明書

ウ 法人にあつては資格証明書

エ 土地登記全部事項証明書

オ 図面

（ア）案内図（3部）

（イ）公図写（3部）

（ウ）地積測量図・求積表（3部）

### \* 相互帰属の場合（都市計画法第40条第1項）の留意点

- ・「土地所有権移転登記嘱託承諾書兼登記原因証明情報」は、都市計画法第40条第1項のものとする。
- ・添付図書として「編入同意書の写し」を追加すること。
- ・添付図面として「公共施設の新旧対照図（表）」を追加すること（部数については上述と同様）。
- ・相互帰属の部分については、その部分ごとの分筆をすること（都市計画法第32条の協議、編入同意での求積図、測量図のとおりに分筆を要する。登記原因が異なってくるため、第40条第2項の帰属部分とは別に分筆が必要である。）

### （2）建設総務課に提出する図書（道路又は水路を帰属する場合）

帰属する土地の表示については、「境界確定図作成例①②」（148頁）を参照すること。

番号	名称	内容等	提出形式
1	境界確定図	帰属部分とその1スパン先とする	SXF(SFC)、PDF、TIFF及びマイラー(A3)
2	境界確定図座標	境界確定図の境界点の座標リスト	PDF及びCSV
3	丈量図	帰属部分の丈量図	SXF(SFC)、PDF、TIFF及びマイラー(A3)
4	基準点網図	境界確定図作成時に使用した基準点の網図	PDF
5	補助基準点座標	新設補助基準点の座標	PDF及びCSV
6	精度管理表	基準点測量の精度管理表	PDF
7	測量機器検定証明書の写し	測量機器検定の証明書	PDF
8	公図の写し	帰属部分の分筆後の公図の写し	紙
9	帰属部分確認書類	帰属する筆を確認できる書類(登記簿謄本の写し等)	紙

(3) 公園緑地課に提出する図書(公園を帰属する場合)

番号	名称	内容等	提出形式
1	案内図	縮尺1/2500以上	PDF
2	公図写	縮尺を記入する	PDF
3	求積図	縮尺1/250	PDF
4	施設平面図	縮尺1/200以上	PDF
5	植栽平面図	縮尺1/200以上	PDF
6	地下埋設図	縮尺1/200以上	PDF
7	横断図	縮尺1/200以上	PDF
8	施設構造図	縮尺1/30以上	PDF
9	完成写真	別角度から撮影した写真3~4枚	PDF
10	完成図書	提出図書番号1~9までをA4のファイルに折り込んだもの	紙
11	隣接土地所有者の境界同意書	帰属部分に隣接する土地所有者(共有者を含む。)の同意書	紙

道水路又は公園以外の施設に係る土地を帰属する場合は、当該施設の担当課と協議し、施設管理上必要な図書を提出すること。

提出する図書については、公共施設の種別の数に2部を足した部数を提出すること。道路部分の土地の帰属であれば3部ずつ、道路と公園の土地が帰属であれば4部ずつとなる。

### 3 その他

(1) 相互帰属における市から事業主に所有権移転される部分の登記手続について

事業主に帰属することとなる部分の登記手続は事業主において行うこととなる。

その場合は、都市計画法第32条協議書、編入同意書、完了公告の証明等が必要になってくるが、詳細については、登記官の指示に従って手続を行うこと。

また、事業主でできる登記手続については、無地番の道路、水路敷に限り、有地番の道路、水路敷については、用地管財課に依頼して、市で登記手続をすることとなる。この場合、事業主の負担により登録免許税が必要であるため、支払い等の詳細についての相談は用地管財課と行うこと。

土地所有権移転登記嘱託承諾書  
兼登記原因証明情報

次に表示の土地は、都市計画法第40条第1項に基づいて、平成 年 月 日、茅ヶ崎市に帰属しましたので、貴市で横浜地方法務局湘南支局へ所有権移転登記の嘱託することを承諾します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

実印

(宛先) 茅ヶ崎市長

土地の表示

茅ヶ崎市

所 在	地 番	地 目	地 積	m <sup>2</sup>	施設用途

**土地所有権移転登記嘱託承諾書  
兼登記原因証明情報**

次に表示の土地は、都市計画法第40条第2項に基づいて、平成 年 月 日、茅ヶ崎市に帰属しましたので、貴市で横浜地方法務局湘南支局へ所有権移転登記の嘱託することを承諾します。

平成 年 月 日

住所

氏名

実印

(宛先) 茅ヶ崎市長

土地の表示

茅ヶ崎市

所在	地番	地目	地積	m <sup>2</sup>	施設用途

整理番号

# 境界確定図

位置		茅ヶ崎市	
確定年月日	平成	年月日	行
測量年月日	平成	年月日	測量者

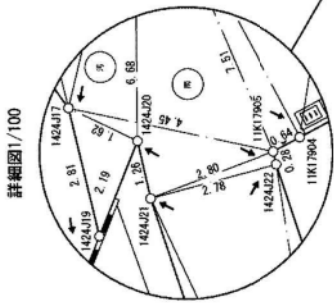
民地	民地	民地	民地
民地	民地	民地	民地
民地	民地	民地	民地
民地	民地	民地	民地

S = 1 : 250 (世界測地系)

- 縮尺は250分の1とすること。
- 測地基準系は世界測地系測地成果2011を用いること。

- 点名は建設総務課と協議すること。
- 座標値は小数第三位まで記載すること。

- 位置は帰属する道路の地番又は隣接地番地先とすること。
- 確定年月日は完了検査日とすること。
- 測量年月日は実際の測量実施日とすること。
- 測量者は担当者氏名(個人名)とすること。
- 整理番号は事業ごとに建設総務課が交付



- 境界標等が密集し判別困難な場合には任意の縮尺の拡大図で明示すること。

(参考) 市境界標の設置方法について

- ・曲り点には斜矢の境界標を使用すること。
- ・縁石等の場合にはプレートを設置し、その他は境界石を使用すること。
- ・市境界標に民地界を兼ねさせないこと。
- ・境界標の高さは路面高にあわせること。
- ・矢印は道路側から民地側に向けてのこと。
- ・道路終端部や隅切部は、境界標の矢印を両角に開く形で設置すること。

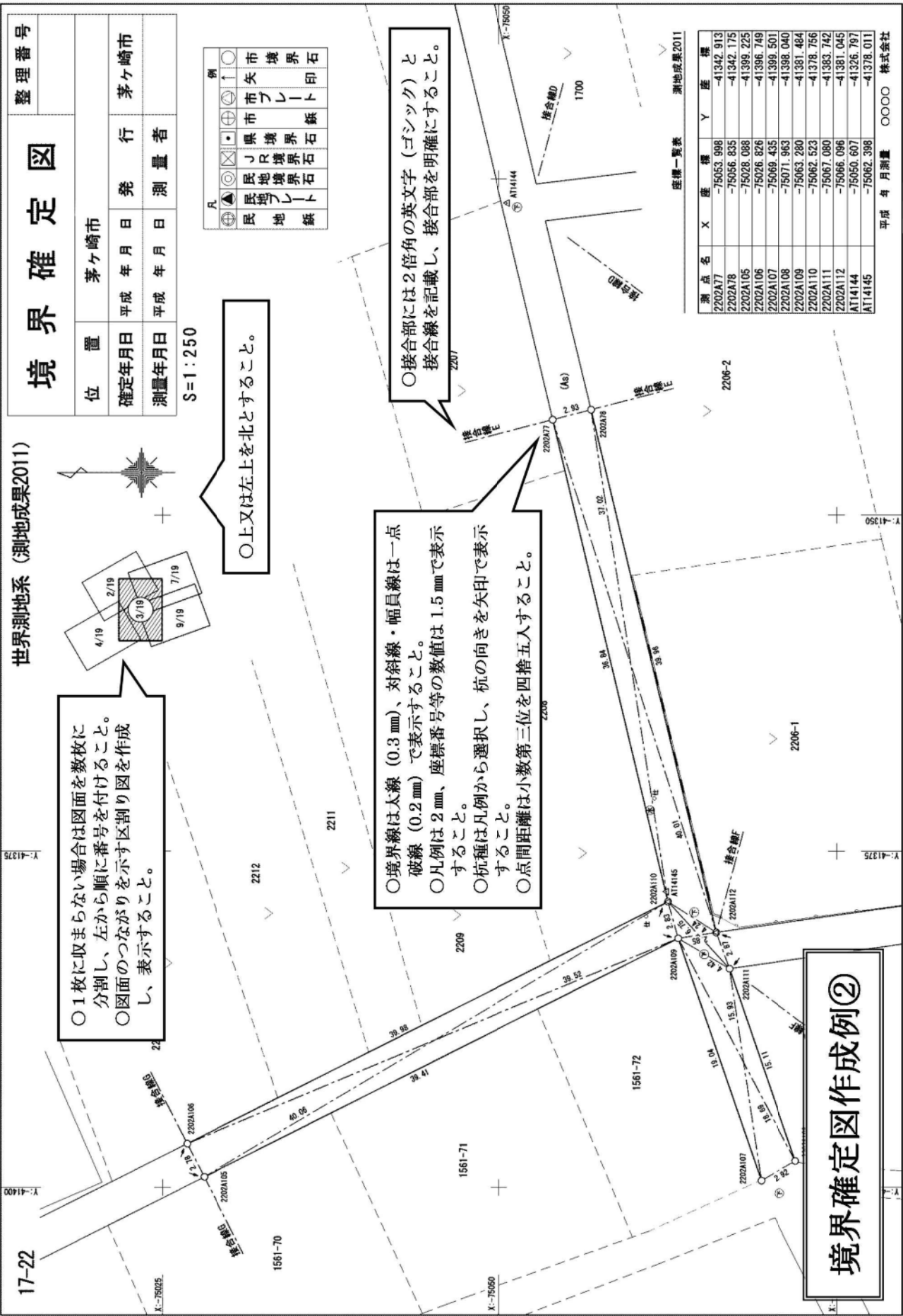
※設置の際は事前に建設総務課と協議すること。

## 境界確定図作成例①

- 地番や区割り、建物の概略等を記載して、当該地が分かるように図示すること。

座標一覧表

点名	X座標	Y座標
IKI7904	-73381.188	-36785.466
IKI7905	-73380.823	-36785.770
142336	-73383.226	-36802.449
142338	-73388.058	-36808.211
142410	-73384.888	-36786.777
142412	-73384.003	-36775.989
142413	-73389.472	-36775.477
142414	-73373.222	-36772.723
142417	-73376.269	-36784.844
142419	-73376.905	-36787.578
142420	-73377.729	-36785.546
142421	-73378.009	-36786.773
142422	-73380.688	-36786.045
14031201	-73384.574	-36783.643
14031202	-73388.220	-36781.952
14031203	-73396.339	-36780.081
14031204	-73394.532	-36778.915
14031205	-73393.089	-36776.275
14031207	-73396.160	-36763.215
14031208	-73398.720	-36761.632
14031209	-73402.001	-36762.403
14031210	-73403.022	-36758.013
14031211	-73387.955	-36754.446
14031212	-73386.803	-36758.852
14031213	-73390.186	-36759.025
14031214	-73391.710	-36762.184
14031215	-73388.465	-36776.220
14031216	-73392.387	-36779.699
14031217	-73392.081	-36779.874
14031218	-73377.666	-36778.967
10071	-73378.207	-36781.295
14777	-73388.135	-36787.188
14771	-73388.518	-36781.105
14772	-73385.614	-36756.735



# 境界確定図

世界測地系 (測地成果2011)

整理番号	
位置	茅ヶ崎市
確定年月日	平成 年 月 日
測量年月日	平成 年 月 日
発行	茅ヶ崎市
測量者	

S=1:250

○上又は左上を北とすること。

○1枚に収まらない場合は図面を数枚に分割し、左から順に番号を付けること。  
○図面のつながりを示す区割り図を作成し、表示すること。

○境界線は太線 (0.3 mm)、対斜線・幅員線は一点破線 (0.2 mm) で表示すること。  
○凡例は 2 mm、座標番号等の数値は 1.5 mm で表示すること。  
○杭種は凡例から選択し、杭の向きを矢印で表示すること。  
○点間距離は小数第三位を四捨五入すること。

○接合部には2倍角の英文字 (ゴシック) と接合線を記載し、接合部を明確にすること。

座標一覧表 測地成果2011

測点名	X	座標	Y	座標
2202A77	-75053.998		-41342.913	
2202A78	-75056.835		-41342.175	
2202A105	-75028.088		-41399.225	
2202A106	-75026.826		-41396.749	
2202A107	-75069.435		-41399.501	
2202A108	-75071.963		-41398.040	
2202A109	-75063.280		-41391.484	
2202A110	-75062.523		-41378.756	
2202A111	-75067.080		-41383.742	
2202A112	-75066.096		-41381.045	
A114144	-75050.607		-41326.797	
A114145	-75062.398		-41378.011	

平成 年 月 測量 〇〇〇〇 株式会社

## 境界確定図作成例②

# 集積場所に関する留意事項

2022年4月1日

## 【自治会及び事業者の皆様へ】

- 集積場所の維持管理は、利用者で自主管理をお願いします。
- 集積場所はいつも清潔に保つよう維持管理をお願いします。
- 集積場所の新設・移動・分散・廃止をする場合は、当該地が属する自治会と協議し、自治会長名での申請をお願いします。
- 新規の集積場所を設置する場合は、次の事項に留意してください。
  - 1 1ヶ所の集積場所を使用する世帯数について、ごみは8世帯以上、資源物は24世帯以上としてください。ただし、その集積場所をとりまく実情に合わせ、柔軟に検討します。
  - 2 ごみ収集車が安全かつ円滑に収集作業を行える場所で検討をお願いします。特に、ごみ収集車は、事故未然防止の観点から、バックでの走行はしないので、通り抜けができる道路形態の場所又は容易に転回ができる道路形態の場所で申請をお願いします。
  - 3 新規に集積場所を作る場合は、事前に環境事業センターと必ず相談してください。
- 集積場所を移動・分散・廃止する場合は、次の事項に留意してください。
  - 1 移動・分散をする場合は、現在の集積場所及び移動・分散後の集積場所を地図に明記してください。
  - 2 廃止する場合は、使用世帯に廃止する旨及び今後の排出場所を周知してください。
- 申請書が提出されてから実態調査、処理等で収集開始まで2週間ほどかかりますので、申請書は余裕を持ってご提出ください。
- 資源物（プラスチック製容器包装類、びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、廃食用油、金属類）集積場所の使用例

24世帯の目安

コンテナ1個・ネット2個

びん用コンテナ（青・黄・灰）

50cm（縦）×68cm（横）×38cm（高さ）

かん・ペットボトル用ネット

46cm（縦）×46cm（横）×96cm（高さ）

※廃食用油と金属類は、コンテナに入れずに、直に出してください。

## 【事業者の皆様へ】

- 1 マンション・アパート等で、敷地内に囲いの集積場所を設置する場合は、『茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例 第26条』に準ずるものとし、使用前に必ず市の検査を受けてください。なお、市では工事完了検査済証が交付されるまでは、ごみ及び資源物の収集は開始いたしません。検査後の形状の変更及び、構築物（電柱・フェンス・金網・ごみストッカー等）の設置は原則として認められません。ただし、やむを得ない場合は、事前に市と協議してください。
- 2 特定開発事業に該当しない小規模宅地開発等の場合は、当該地が属する自治会と集積場所について事業実施前に必ず協議してください。なお、近隣の集積場所を利用できない場合は、当該開発区域内等に設けるよう努めてください。
- 3 小規模宅地開発で7戸以下の場合であっても、時期をずらして8戸以上になる計画がある場合は、最終戸数に合わせた面積の集積場所を設置してください。
- 4 雨水等が道路上に流れないように勾配をつけてください。その際、雨水等の処理について、集積場所内に集水桝を設ける等、敷地内に排水できるような構造としてください。

〔2次元コード〕



開発事業者の方へ  
(ごみ集積場所の新規設置について)

問い合わせ

〒253-0071 茅ヶ崎市萩園1085

茅ヶ崎市 環境部 環境事業センター 業務担当

TEL:0467-57-0200







問合せ先

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1  
茅ヶ崎市都市部開発審査課指導担当  
TEL 0467-82-1111(代)

✉ [kaihatsu@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:kaihatsu@city.chigasaki.kanagawa.jp)